

総合口座取引規定

1. [総合口座取引]

(1) 次の各取引は、だいとう総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

① 普通預金

- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. [取扱店の範囲]

- (1) 普通預金は、口座開設店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 定期預金の預入れは一口10,000円以上(ただし、中間利息定期預金を除きます。また、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とします。)とします。なお、定期預金の預入れ、解約または替替継続は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. [定期預金の自動継続]

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の「定期預金お取引明細」欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金として自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を当店に申出ください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4. [預金の払戻し等]

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、替替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. [預金利息の支払い]

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. [当座貸越]

- (1) 普通預金について、その残高を越えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金に入金するうえに払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または300万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れ証券類の金額は決済されるまでの資金から除きます。)は、貸越金残高に達するまでに自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項の貸越利率の高い順にその返済をあてます。

7. [貸越金の担保]

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。この取引の定期預金には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が複数ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順に担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

8. [貸越金利息等]

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割り計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利息は次のとおりです。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごととその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごととその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごととその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごととその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がほしい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割り計算)とします。

9. [届出事項の変更、通帳の再発行等]

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設の際に当行が確認した事項(日本国居住者であること、米国納税非対象者であること、法令に基づく確認事項である①本人特定事項、②取引を行う目的③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれに限られない。)等に変更があったときは、直ちに書面によって当行の最寄りの支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約、定期預金の元金支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行する場合は、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. [成年後見人等の届出]

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって口座開設店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって口座開設店に届出てください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に口座開設店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に口座開設店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. [印鑑照合等]

- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたらうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について次条により補てんを請求することができます。

12. [盗難通帳による払戻し等]

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者(個人に限る)は当該払戻しに対して当該払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日)その事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った金額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補償を行った場合に、当該補償を行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. [即時支払]

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があつたとき
 - ② 相続の開始があつたとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において住所が明らかでなくなったとき
- (2) 次の場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がほしい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. [取引の制限]

- (1) 当行は、住居、本店または主たる事務所のある、職業、事業の内容、国籍、居住地、在留資格、在留期間、取引の目的等の預金者に関する情報、および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下「預金者情報等」といいます。))に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。
- (2) 預金者から正当な理由がなく、指定した期限までに預金者情報等に関する各種確認への回答や資料が提出しただけの場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

15. [解約等]

- (1) 普通預金口座を解約する場合は、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別に定期預金の証書または通帳を発行します。
- (2) 第13条各号の事由があるとき、当行が第9条第1項より預金者に確認した事項について偽り、またはその疑いがあるとき、および届出事項に変更があつたにもかかわらず、変更の届出がなされていないときは、当行はいつでも貸越を中止し貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払っていただきます。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

- ③この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
- ④預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。))に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑤預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にても該当する行為をした場合
- A.暴力的な要求行為
- B.法的な責任を超えた不当な要求行為
- C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D.風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E.その他AからDに準ずる行為
- ⑥当行が法令で定める取引時確認を行うにあたり確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあると明らかになった場合
- ⑦この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑧この預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上解消されない場合
- (4)前3項により、この取引を解約した場合において、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。
- 16.〔差引計算等〕
- (1)この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができます。
- ①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済に充てることもできます。
- ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2)前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。
- (3)前条第3項による解約で前項により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- 17.〔譲渡、買入れの禁止〕
- (1)普通預金、定期預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるといふ権利および通帳は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 18.〔保険事故発生時における預金者からの相殺〕
- (1)当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、普通預金は普通預金規定の、定期預金は当該定期預金規定の保険自己発生時における預金者からの相殺条項により相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等が設定されている場合にも同様の取扱いです。
- (2)相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に記名押印して、この通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、貸越金等新極度額を超えることになるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
- ②前項の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。
- (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 19.〔休眠預金活用法に係る異動事由〕
- (1)当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。))に基づく異動事由として取り扱います。
- ①引出し、預入れ、振込の受入、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利息の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の呈示その他第三者による支払の請求があったこと(当行が当該請求を把握することができる場合に限りします。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象とな

っている場合に限りします。)

A.公告の対象となる預金であるかの該当性

B.預金者が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出に基づく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。)

⑤預金者等からの申し出に基づく契約内容(預金種別の変更、取引店の変更に限る。)

の変更があったこと

E.預金者等からの申し出に基づく契約内容(預金種別の変更、取引店の変更に限る。)

の変更があったこと

F.総合口座規定に基づく他の預金について異動事由が生じたこと

G.当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した

こと